

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)1003	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 44(ネ)785
裁判年月日	昭和 47 年 11 月 9 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 7 月 28 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 107 号 157 頁		

判示事項	いわゆる現地換地につき仮に権利の目的となるべき部分の指定を受けない従前の土地の賃借人の仮換地使用収益権
裁判要旨	否定（昭和三四年（オ）三二六号、同三六年三月七日第三小法廷判決・民集一五卷三号三六五頁参照）

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告人の上告理由第一について。 <u>従前の土地につき賃借権を有する者は、仮換地につき、土地区画整理事業の施行者から、土地区画整理法九八条一項の定めるところにより、仮にその権利の目的となる土地またはその部分の指定を受けないかぎり、当該仮換地を使用収益することができないことは、当裁判所の判例とするところであり（最高裁昭和三四年（オ）第八四二号同四〇年三月一〇日大法廷判決・民集一九卷二号三九七頁、昭和三七年（オ）第三八二号第三八三号同四〇年七月二三日第二小法廷判決・民集一九卷五号一二九二頁）、この理は、たとえ仮換地が従前の土地に含まれる場合でも変りはなく、この場合には、土地区画整理法九九条三項により、仮換地である土地に使用収益権を有していた者は、仮換地として指定されたことの効果として、その使用収益の権限を失うのである（最高裁昭和三四年（オ）第三二六号同三六年三月七日第三小法廷判決・民集一五卷三号三六五頁）。</u> 原判決のこの点についての判断は、正当であり、所論の違法はない。なお、所論のうち、被上告人らの先代Dが本件仮換地自体につき訴外Eに対する賃貸借契約の存在を認めていたとの部分は、原審において上告人の主張しなかつたところであり、したがって、原判決の認定しない事実である。論旨は、いずれも採用することができない。 同第二について。 論旨は、原審が判断せず、また判断する必要のない予備的請求原因に関する被上告人らの主張を攻撃するものであつて、採用するに由ない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岸盛一 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎 裁判官 藤林益三 裁判官 下田武三)